

鳥羽市高等学校通学費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立鳥羽高等学校（以下「鳥羽高校」という。）の存続を支援するとともに、離島地域から高等学校に通学するにあたっての経済的負担を軽減するため、通学定期費及び下宿等に要する費用を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（昭和22年法律第18号）第2条第1項に規定する学校をいう。
- (2) 通学定期費 自宅等から高等学校通学のためのバス、電車又は市営定期船の定期券の購入費をいう。（生徒が通学する最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法による運賃に相当するものをいう。）ただし、回数券等を利用して通学する場合を除く。
- (3) 下宿等 離島に住所を有する生徒が、通学のため下宿、アパート、学生寮又は親戚宅等を利用して生活しているものをいう。ただし、保護者（親権を有する者）等（以下「保護者等」という。）が所有する持ち家等に居住するものを除く。

(交付資格者)

第3条 第1条に規定する補助金の交付を受けようとする生徒の保護者等で、通学定期費又は下宿等の経費を負担している者とする。

(補助要件)

第4条 交付資格者の補助要件は、市内に住所を有することとする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、高等学校の第1学年から第3学年までとし、在学中の3年間を上限とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、次に掲げる通学定期費の各区分に応じ定めるものとする。ただし、下宿等から高等学校へ通学している場合の通学定期費は対象外とする。

- (1) 通学定期費は6箇月定期相当額を基本とし、その6分の1の額を1箇月の基準額とする。（1箇月通学定期費にあっては、6箇月定期相当額により算定する。）ただし、バスの通学定期費については12箇月定期相当額を基本とし、その12分の1の額を1箇月の

基準額とする。この算定による 1 箇月定期相当額に 100 円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(2) 下宿等に係る費用（食費等を除く。）とし、100 円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、契約書及び領収書（以下「契約書等」という。）の確認ができない場合は、対象外とする。

（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 県立鳥羽高等学校に通学する場合 通学定期費の 2 分の 1 以内
- (2) 離島地域から高等学校に通学する場合（前号の場合を除く）
 - ア 通学定期費の場合 2 分の 1 以内
 - イ 下宿等の場合 下宿等に係る費用の 2 分の 1 以内の額（1 箇月当り 25,000 円を上限とする。）

（交付申請）

第 8 条 交付資格者は、通学費等補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の書類を添付し、別に定める日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 購入した通学定期券の写し又は通学定期乗車券発行控の写し（通学区間、発行年月日、通用期間、発行駅が明記されているもの）
- (2) 在学証明書又は生徒証明書の写し
- (3) 金融機関通帳の写し
- (4) 下宿等の契約書等の写し（契約額、共益費、食費等の内訳が明記されているもの）

（交付決定及び通知）

第 9 条 市長は、補助金の交付申請があったときは、交付の可否を決定し、その結果を通学費等補助金交付決定通知書（様式第 3 号）又は通学費等補助金却下通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 10 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、交付資格者から提出された通学費等補助金請求書（様式第 8 号）により補助金を交付するものとする。ただし、交付資格者は通学費等補助金請求書（様式第 8 号）の提出を鳥羽市教育長に委任することができる。

（交付資格の喪失）

第 11 条 交付資格者は、次の各号のいずれかに該当した日の属する月をもって資格を失う。

- (1) 鳥羽市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 高等学校に通学しなくなったとき。

(補助金の返還)

第 12 条 虚偽又は不正の申請により補助金の交付を受けた場合は、その全額を返還しなければならない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 25 年 10 月 28 日から施行する。

この告示は、平成 27 年 3 月 25 日から施行する。

この告示は、平成 31 年 1 月 24 日から施行する。

この告示は、平成 31 年 3 月 27 日から施行する。

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、令和 5 年 1 月 23 日から施行する。

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

この告示は、令和 8 年 1 月 28 日から施行する。